



## 山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

事務局：山梨県障害福祉課  
〒400-8501  
山梨県甲府市丸の内1-6-1  
Tel 055-223-1362 又は223-1460  
Fax 055-223-1464  
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

### 【トピック】

- 平成29年度の障害者差別事案の相談状況を報告します。
- 平成30年度障害者差別地域相談員委嘱式が行われました。

障害者差別解消法及び改正山梨県障害者幸住条例の施行から2年が経過しました。平成28年4月以来、本県での障害者差別解消に向けた取組は、障害当事者の皆さんの積極的な行動と発言、関わる全ての方々の熱心な活動等により確実に前進しています。施行3年目となる平成30年度は、さらなる進展が求められています。

## 平成29年度の障害者差別に関する相談状況

平成29年4月から平成30年3月末までの1年間に寄せられた障害者差別に関する相談状況の概要を報告します。紙面の都合もあり、詳細はネットワーク会議で報告させていただきます。

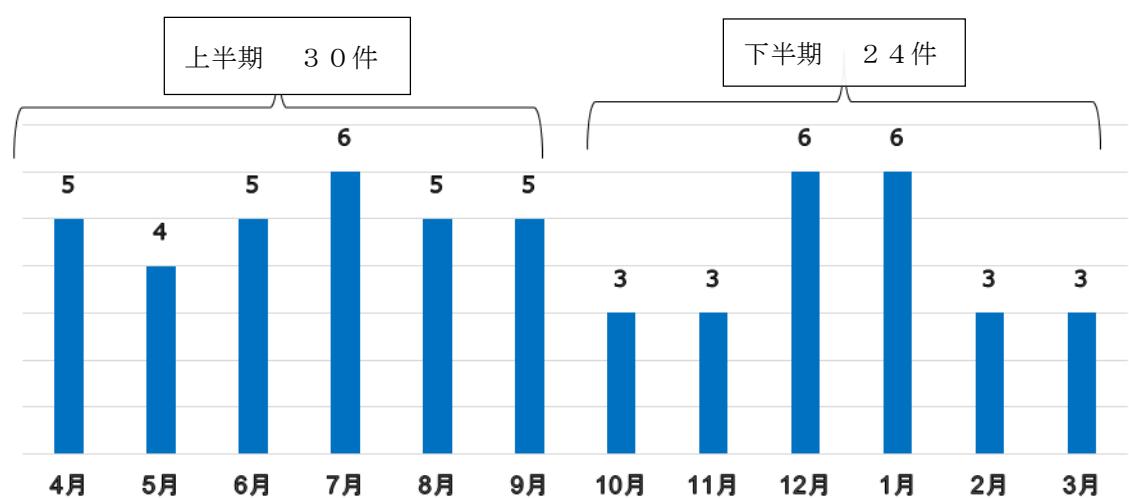
### ■相談件数 54件 (平成28年度比+11件)

#### ■月別件数

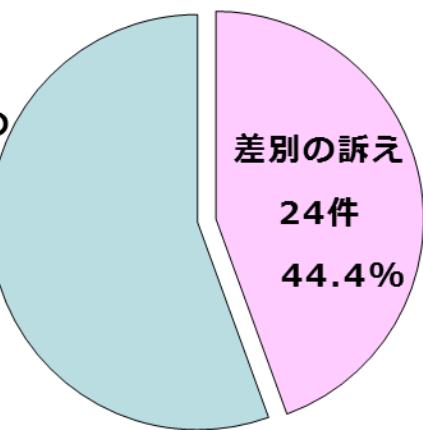
月別の相談受付件数は、年度前半の方が後半よりも上回りました。

月5件以上の月数は平成28年度の3から7に増え、年間を通じて相談が続いた様子を示しています。

障害者差別解消法、県障害者幸住条例の取組の周知が進んできている状況をうかがうことができます。



合理的配慮の  
提供要望  
30件  
55.6%



#### ■相談区分別件数

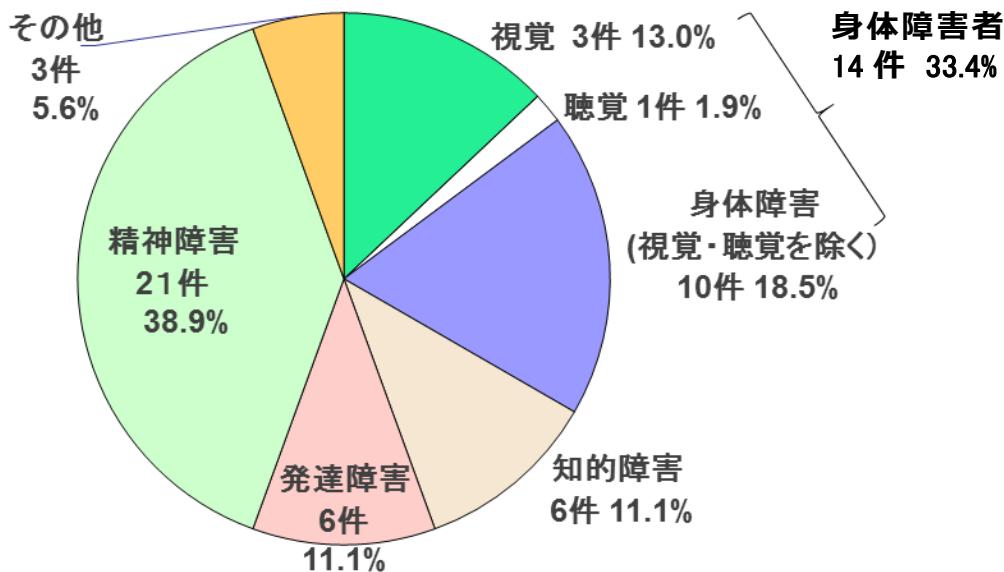
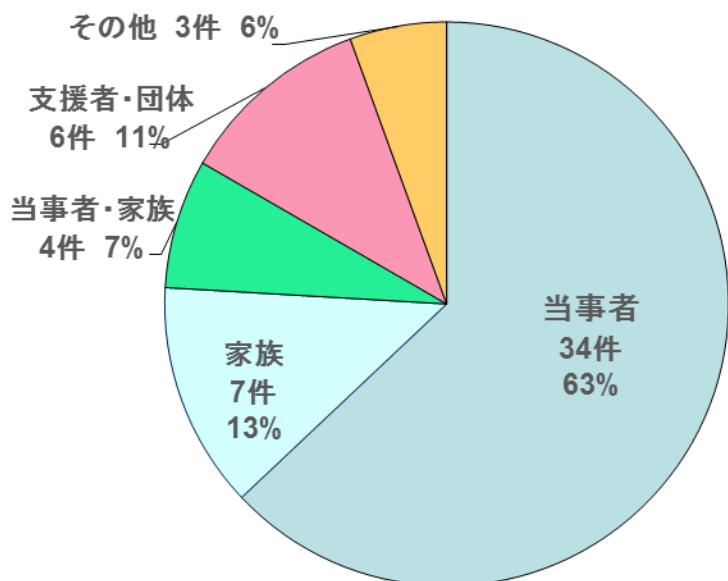
相談内容を「差別の訴え」「合理的配慮の提供要望」の区別に確認すると左図のとおりになります。「差別の訴え」よりも「合理的配慮の提供要望」が1割程度多くなっています。

日常生活に生き辛さを感じるという点で、「社会的障壁の除去」「合理的配慮の提供」を求めるケースが多くなっている様相を示しています。

障害当事者の「我慢することなく、皆で改善を目指す」ための意思表示を幅広くすべての人が自分自身のこととして受け止めることができる社会でありたいと考えます。

#### ■相談者別件数

当事者が6割以上、当事者及び家族からの相談・訴えが8割を超えています。



#### ■障害種別件数

精神障害が最も多く約4割、視覚・聴覚を含めた身体障害が3割強を占めています。

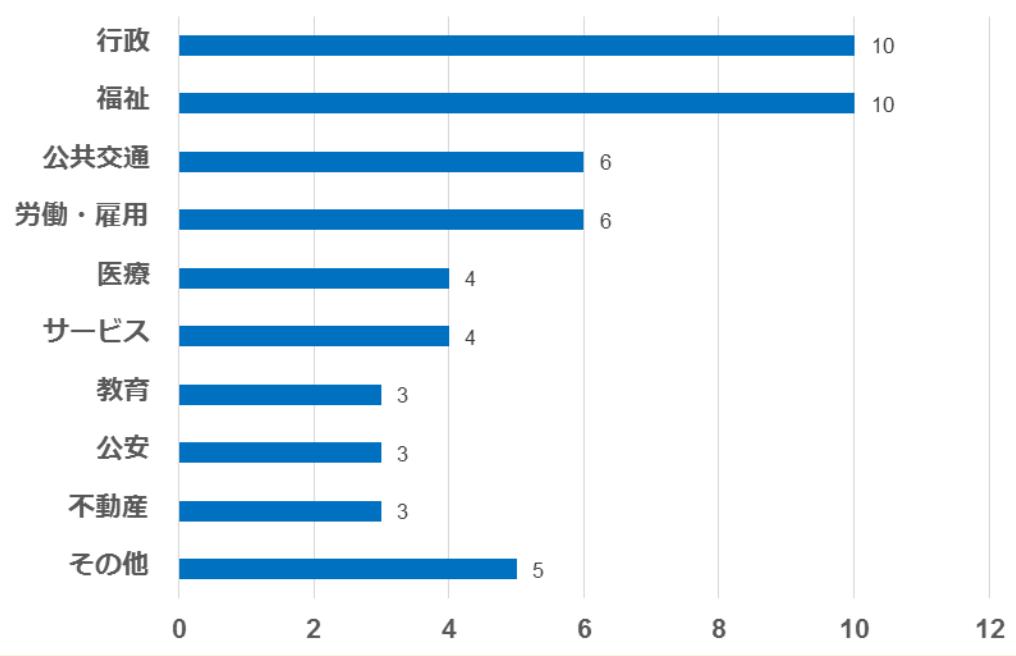
## 平成29年度の障害者差別に関する相談状況

### ■分野別件数

分野別では、行政、福祉関係が多くなっています。行政分野では、道路工事に伴う点字ブロック敷設等の合理的配慮の提供要望が多くなっています。

福祉分野では、福祉関係事業所等の職員による利用者に対する言動に対する差別的扱いの訴え、障害特性に応じた支援等に関する相談が多くなっています。

公共交通や労働では関係職員等の差別的な言動に対する訴えが多くなっています。サービスでは、盲導犬使用者の进店拒否が依然として生じています。



障害者110番

3件 5.6%

市町村・地域相談

19件 35.2%

県・推進員

32件 59.2%

### ■相談対応者別件数

相談の受理・対応者の割合は、県・推進員の件数が全体の6割程を示しています。平成28年度は市町村・地域相談員の受理・対応が6割でした。2年間の相談件数は同数になっています。

地域相談員については、各地域での相談の第一窓口として委嘱していますが、当事者から、「誰が地域相談員なのか知らない」というような声も耳にすることもあります。県のホームページで地域相談員の名簿を掲載していますが、地域相談員についての広報に努め、地域での相談体制を充実していくことが課題です。

## 平成30年度 障害者差別地域相談員委嘱式

4月23日に平成30年度委嘱状交付式が行われました。

全市町村から推薦された45人の障害者差別地域相談員が委嘱されました。28年度は小菅村と丹波山村が合同で相談員を置く体制でしたが、29年度は全市町村に相談員が配置され、30年度は、山梨市、富士川町で増員があり、28年度スタート時に比べ7人の増、29年度より2人の増となりました。本年度の配置状況を紹介します。

<市町村の相談員配置状況>

◆複数の配置の市町村12 \*中央市・昭和町は合同で計5人

・4人以上=笛吹 山梨 中央・昭和 ・3人=大月 ・2人=甲府 富士吉田 上野原 南アルプス 市川三郷 富士川 早川

◆複数配置12市町村のうち、

市町村障害福祉担当課(以下、担当課)と障害者相談員等の組合せによる配置の市町村 5

◆45人の相談員の構成

・市町村職員 19人 ・相談支援センター等相談員 14人 ・社会福祉法人関係者・保護者等 12人

\*障害者相談員 8人(知的2人、身体5人、精神1人)

◆経験年数 ・3年目16人 ・2年目14人 ・1年目15人

それぞれの地域事情により、上記のような相談体制となりました。

## 地域での取組の充実・理解の広がりのために

障害者差別の事例が潜在化しないために、それぞれの地域で、より信頼される相談体制の構築が求められています。県としても市町村担当課と協力して周知・啓発活動に取り組んでいきます。

地域相談員には、各地域において他の相談員や担当課職員との情報交換と共有、地域への啓発活動をお願いしています。市町村においても地域相談員と担当課職員との連携、他の相談員を含む相談員連絡会などの開催などの取組への理解・協力を求めていきたいと考えています。

地域相談員の名簿は、県のホームページでご覧いただくことができます。ネット環境のある方は、皆さんの市町村の相談員の方々をご確認ください。アクセス方法は次のとおりです。

[県HP トップ] → [医療・健康・福祉] → [相談窓口] → [障害者]

### 編集雑記

新年度の県新採用職員の研修会で障害者差別解消法について話をさせていただきました。同法について、「知っている」と答えた職員は極少数でした。「知らない」職員は、平成29年度の内閣府・世論調査(77.2%)や県民意識調査(45.3%)よりも上回っていると感じました。推進員として、県職員対応要領の実効性を高めていくことなど、足元からの地道な周知・啓発の取組の必要性を感じつつ、平成30年度のスタートをしました。本年度もご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。 編集：久保 和也 (県障害者差別解消推進員)